

令和8年4月1日改定版

横浜市立菊名小学校
「保護者と教職員の会」(PTA)規約



横浜市立菊名小学校

横浜市立菊名小学校「保護者と教職員の会」 (PTA)規約

第1章 名称

第1条 本会は、任意加入の非営利団体であり、横浜市立菊名小学校「保護者と教職員の会」(PTA)と称し、所在地を神奈川県横浜市港北区菊名5丁目18番1号菊名小学校内とする。

第2章 目的

第2条 本会は 下記の諸項を目的とする。

1. よい父母、よい教職員となるよう努める。
2. 家庭と学校との緊密な協力により、児童の心身の健全な発達をはかる。
3. 会員相互の親睦と理解を深める。
4. 学校の教育的環境の整備をはかる。
5. 地域社会との連携を深め、併せて国際理解に努める。

第3章 方針

第3条 本会は教育を本旨とする民主的団体として活動する。

第4条 本会は特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。

第5条 本会、または、本会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。

第6条 本会は児童の教育ならびに福祉のために活動する団体および機関と協力する。

第7条 本会は学校の人事その他管理には干渉しない。

第4章 会員

第8条 本会の会員となることのできる者は、学校に在籍する父母またはそれに代わる人(以下保護者という)学校に勤務する校長および教職員とし、入会は任意とする。また、加入の意思を毎年4月に文書にて確認することとする。
学区に在住し特に関心を持つものは実行委員会の承認を経て、希望により入会を認められる。

第9条 会費は一世帯月額300円とする。

第10条 会員はすべての平等の義務と権利をもつ。

第5章 経理

第11条 本会の経費は会費、寄附金およびその他の収入をもって支弁する。

第12条 本会の経理は総会において議決された予算に基づいて行われる。

第13条 本会の決算は会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第14条 本会の資産は第2章の目的達成のため以外に使用してはならない。

第15条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 役員

第16条 本会の役員は次の通りとする。

1. 会長	1名	保護者
2. 副会長	2名	保護者
3. 書記	2名	保護者1、教員1
4. 会計	3名	保護者2、教員1

第17条 役員選挙は年度末総会において無記名投票により多数決できめる。
ただし、書記及び会計のうち教員1はこの限りでない。

第18条 役員任期は1年とする。ただし、任期終了後の再任を認める。
役員に引き続いて、他の役員に選任されることができる。

- 第19条 会長は次の職務を行う。
1. 本会を代表し、会を統轄する。
 2. 総会ならびに実行委員会を招集して、会議を司る。
 3. 他の役員および校長の意見を聞いて、常任委員の委員長を委嘱する。ただし、候補者指名委員会、会計監査委員会を除く。
 4. 実行委員会の承認を得て特別委員会の委員長を委嘱する。
- 第20条 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその代理をつとめる。
- 第21条 書記は次の職務を行う。
1. 総会ならびに実行委員会の議事を正確に記録し、各種会合について通知する。
 2. 会長の指示に従って、この会の庶務を行う。
- 第22条 会計は次の職務を行う。
1. 総会が決定した予算に基づいて、いっさいの会計事務を行う。
 2. 定期総会のつど会計報告を行う。
 3. 本会の財産を管理する。
 4. 翌年新年度総会において会計監査委員の監査を経た決算を報告する。
 5. 予算の立案に協力する。
- 第23条 新たに選出された役員ならびに会計監査委員は4月1日に就任する。
- 第24条 会長に欠員を生じたときは、副会長が兼任する。任期は前任者の残任期間とする。
会長以外の役員に欠員が生じたときは、実行委員会がこれを補充し、次期総会に報告する。
任期は残任期間とする。
名誉会長は会長の推薦により実行委員会の議決を経て総会の承認を得なければならない。

第7章 会計監査委員

- 第25条 本会は会計を監査するために、3名以上の会計監査委員を置く。
- 第26条 会計監査委員は年度末総会において無記名投票により選挙される。
- 第27条 会計監査委員はその年度間の会計を監査し、その結果を翌年新年度総会に報告する。
- 第28条 会計監査委員の任期は1年とする。再選を認めない。

第8章 候補者指名委員会

- 第29条 役員および会計監査委員の候補者を指名するときは役員・会計監査委員候補者指名委員会(以下指名委員会という)を置く。
- 第30条 指名委員会の委員の人数と選出の方法は細則に定める。
- 第31条 指名委員会の委員はその任務を終了したときに解任される。

第9章 選挙管理委員会

- 第32条 役員および会計監査委員の選挙に関する事務を処理するときは、選挙管理委員会を置く。
- 第33条 選挙管理委員の処理する事項および選出の方法は細則に定める。
- 第34条 選挙管理委員会は、その任務を終了したときに解任される。

第10章 総会

- 第35条 総会は全会員をもって構成され、本会の最高議決機関である。
- 第36条 総会は定期総会および臨時総会とする。
定期総会は次の通りとする。
1. 新年度総会。新会員に関する報告、年度計画および年度予算、前年度決算報告の承認、その他緊急事項の審議ならびに承認。
 2. 年度末総会。翌年度役員、会計監査委員の選挙、活動報告。
- 臨時総会は、実行委員会が必要と認めたとき、または、会員の5分の1以上の要求があったとき開催する。総会の日時、場所および議題は事前に通知する。

第37条 総会の定足数は5分の1とする。議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

第11章 実行委員会

第38条 実行委員会は次により構成される。

1. 本会役員。
2. 校長、副校長および教務主任。(副校長は会計を補佐する)
3. 常任委員会の委員長および副委員長、またはその代理。

第39条 実行委員会は毎月1回開くことを原則とする。

第40条 実行委員会は次の事を行う。

1. 各委員会の立案した事業計画を審議検討する。
2. 年間収支の予算を立案する。
3. 総会に議案書ならびに報告書を提出する。
4. 常任委員会ならびに特別委員会の設立を承認する。
5. 各委員会の連絡調整をはかる。
6. その他総会より委任された事務を処理する。
7. 緊急を要する問題は実行委員会の責任において執行し、後日総会の承認を得る。

第41条 実行委員会は会長が必要と認めたとき、または構成委員の4分の1以上の要求があったとき、臨時に開催する。

第42条 実行委員会は委員の半数以上出席しなければ成立しない。

第43条 実行委員会の議決は出席実行委員の多数決による。

第12章 常任委員会と特別委員会

第44条 本会の活動に必要な事項について調査研究および立案、その実施のために常任委員会を置く。

常任委員会について必要な事項は細則に定める。

第45条 特別な事項について必要あるときは、特別委員会を設けることができる。

特別委員会について必要な事項は細則に定める。

第13章 細則

第46条 本会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、実行委員会の議決を経て定める。

実行委員会は、細則を制定または改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第14章 改正

第47条 この規約は総会において出席者3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。ただし、改正案は、事前にその内容を全会員に通知しておかなければならない。

第48条 本規約は令和8年4月1日より実施する。

昭和26年9月制定
昭和48年4月改正
昭和58年4月改正
平成 2年4月改正
平成 7年4月改正
平成10年4月改正
平成20年5月改正
平成22年4月改正

平成23年4月改正
平成27年4月改正
令和 4年4月改正
令和 7年4月改定
令和 8年4月改定